

訪問看護(医療保険) 重要事項説明書

令和7年6月1日現在

様 に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

事業所の名称	ゆたか訪問看護ステーション		
指定年月日	平成13年8月1日	指定番号	1560590000
所在地	新潟県柏崎市扇町3番37号		
電話番号	0257-22-1412		
営業日	月曜日から金曜日 ただし、祝日等及び年末年始(12/29~1/3)を除く		
営業時間	午前8時30分~午後5時15分		
通常の事業の実施地域	柏崎市 ・ 刈羽村		

<出張所>

所在地	新潟県柏崎市高柳町岡野町 1801 番地 柏崎市高齢者生活支援施設結の里内
電話番号	0257-31-9311 (代表)

2. 業務従事者

職種	員数	業務内容
管理者	1名	事業所従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
看護職員	常勤換算で 2.5名以上	訪問看護指示書に従い、訪問看護の提供に当たる。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1名以上	訪問看護指示書及び訪問看護計画に従い、身体機能の維持等に必要なりハビリテーションの提供に当たる。

3. 提供するサービスの内容

「訪問看護」は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」といいます。）がそのお宅を訪問し、療養上の援助または必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

4. 業務取扱い方針

- ① あなたの心身の状態やご家庭の環境等を踏まえ、家庭においてできるだけ自立した生活が送れるよう、訪問看護サービスを提供します。
- ② 訪問看護サービスの提供の開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- ③ 私たちは、訪問看護計画書および訪問看護報告書を必ず作成し、これを主治医に提出し、主治医の指示を受けることとします。

5. 利用料

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の算定費用に応じたあなたの該当保険の負担割合分の額となります。ただし、各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、利用者負担金が減免または免除されます。

また、算定費用のうち、実費とされているものについては全額をご負担いただきます。

算 定 種 類	算 定 費 用	
基本療養費Ⅰ (保健師、助産師又は 看護師による場合)	週3日目まで1回につき	5, 550円
	週4日目以降1回につき	6, 550円
基本療養費Ⅰ (理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合)	5, 550円	
基本療養費Ⅱ	同一建物居住者に対し同一日に訪問看護を行った場合	
	同一日に2人 週3日目まで	5, 550円
	同一日に3人以上 週3日目まで	2, 780円
	同一日に2人 週4日目以降	6, 550円
	同一日に3人以上 週4日目以降	3, 280円
基本療養費Ⅲ	入院中の外泊時に訪問した場合 1回につき	8, 500円
管理療養費	月1回	7, 670円
	月2回目以降	1、 3, 000円
		2、 2, 500円

情報提供料	月 1 回 1, 5 0 0 円
退院時共同指導加算	主治医の所属する保健医療機関または介護老人保健施設に入院・入所中の利用者または家族に対して、主治医または施設職員とともに、看護師等が療養上の指導を行った場合 8, 0 0 0 円
退院支援指導加算	退院当日の訪問看護が必要であると認められた者に訪問看護を行った場合 6, 0 0 0 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	オンライン資格確認等のシステムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用、計画的な管理を行い評価した料金 5 0 円
難病等複数回訪問加算	1 日に 2 回訪問した場合 同一建物内 1 人 4, 5 0 0 円 2 人 4, 5 0 0 円 3 人以上 4, 0 0 0 円 1 日に 3 回以上訪問した場合 同一建物内 1 人 8, 0 0 0 円 2 人 8, 0 0 0 円 3 人以上 7, 2 0 0 円
複数名訪問看護加算	同一建物内 1 人 4, 5 0 0 円 2 人 4, 5 0 0 円 3 人以上 4, 0 0 0 円
長時間訪問看護加算	1 回の訪問看護の時間が 9 0 分を超える場合 週 1 日のみ 5, 2 0 0 円
夜間・早朝加算	夜間(午後 6 時から午後 1 0 時)または早朝(午前 6 時～午前 8 時)にサービスを提供した場合 2, 1 0 0 円
深夜加算	深夜(午後 1 0 時から午前 6 時)にサービスを提供場合 4, 2 0 0 円

精神科訪問看護基本療養費	週３日目まで　３０分未満	４，２５０円
[Ⅰ]（患者宅個別）	３０分以上	５，５５０円
	週４日目以降　３０分未満	５，１００円
	３０分以上	６，５５０円
精神科訪問看護基本療養費	同一日に２人	
[Ⅲ]（同一建物）	週３日目まで　３０分未満	４，２５０円
	３０分以上	５，５５０円
	週４日目以降　３０分未満	５，１００円
	３０分以上	６，５５０円
	同一日に３人以上	
	週３日目まで　３０分未満	２，１３０円
	３０分以上	２，７８０円
	週４日目以降　３０分未満	２，５５０円
	３０分以上	３，２８０円
精神科訪問看護基本療養費	入院中１回につき	８，５００円
[Ⅳ]（外泊中の訪問）	（厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については入院中２回）	
精神科訪問看護管理療養費	月１回	７，６７０円
	月２回目以降	１、　　３，０００円
		２、　　２，５００円
精神科複数回訪問加算	同一建物内１人	１日に２回　　４，５００円
		３回以上　８，０００円
	同一建物内２人	１日に２回　　４，５００円
		３回以上　８，０００円
	同一建物内３人以上	１日に２回　　４，０００円
		３回以上　　７，２００円

また、各種医療費公費負担制度において非該当の方で、重度心身障害者医療費助成制度の受給者証をお持ちの方は、当該助成金については代理受領となり、利用者は1回250円の負担金をお支払いいただくこととなります。

【その他の費用】

算 定 種 類	算 定 費 用 (実 費)
休日および時間外の 訪問看護	1時間毎に 1,200円
死後の処置	9,000円
キャンセル料金	実費（1回につき400円）をご負担いただきます。 キャンセル料金の取り扱いについては、以下の場合が対象となります。 ① サービス利用の当日にキャンセルした場合 ② サービス利用の前日午後3時までに中止の連絡がない場合 <u>連絡先(電話番号)：0257-22-1412</u>
衛生材料費	☐ 実費をご負担いただきます。

5. 緊急時等における対応方法

サービスの提供中に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医及び家族への連絡を行う等必要な措置を講じます。

6. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待の防止のための指針を整備します。
- ③事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 （管理者：小池 好恵）

- ⑤虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村へ通報します。

9. 身体的拘束適正化について

- ①利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、緊急的に身体的拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

10. 苦情相談窓口

① 事業所における苦情及び相談は、次の窓口で受け付けます。

窓 口 設 置 場 所	柏崎市扇町3番37号
受 付 窓 口	ゆたか訪問看護ステーション
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時15分（月曜日から金曜日）
電 話 番 号	0257-22-1412

②当事業所に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦 情 受 付 機 関	電 話 番 号
柏崎市役所 介護高齢課	0257-23-5111
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

11. 第三者評価

第三者評価は、実施していない。

12.サービスの利用に当たっての留意事項

サービスの利用に当たって注意していただきたいことは次のとおりです。

①あなたが訪問看護師等の交替を希望する場合は、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる

事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所までご連絡ください。

② 訪問看護師等は次に該当する行為は行いません。

- ・ 年金などの金銭の取り扱い
- ・ ご契約者もしくはその家族からの物品等の授受
- ・ ご契約者以外の家族等に対する訪問看護サービスの提供
- ・ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為